

測量法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 測量法施行令（昭和二十四年政令第三百二十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（<u>第一条</u> <u>第三条</u>）</p> <p>第二章 基本測量及び公共測量（<u>第四条</u> <u>第九条</u>）</p> <p>第三章～第五章 略</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（局地的測量又は高度の精度を必要としない測量の範囲）</p> <p>第一条 略</p> <p>（日本経緯度原点及び日本水準原点）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 法第十一条第一項第四号に規定する日本水準原点の地点及び原点数値は、次のとおりとする。</p> <p>一 地点 東京都千代田区永田町一丁目一番地内水準点標石の水晶板の零分画線の中点</p> <p>二 略</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（<u>第一条</u> <u>第二条の二</u>）</p> <p>第二章 基本測量及び公共測量（<u>第三条</u> <u>第九条</u>）</p> <p>第三章～第五章 略</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（局地的測量又は高度の精度を必要としない測量の範囲）</p> <p>第一条 略</p> <p>（日本経緯度原点及び日本水準原点）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 法第十一条第一項第四号に規定する日本水準原点の地点及び原点数値は、次のとおりとする。</p> <p>一 地点 東京都千代田区永田町一丁目一番地内水準点標石の水晶板の零分画線の中点</p> <p>二 略</p>

(長半径及び扁^{へん}平率)

第三条 法第十一条第三項第一号に規定する長半径及び扁^{へん}平率の政令で定める値は、次のとおりとする。

- 一 長半径 六百三十七万八千三百三十七メートル
- 二 扁平率 二百九十八・二五七二二二一〇一分の一

第二章 基本測量及び公共測量

(長半径及び扁^{へん}平率)

第二条の二 法第十一条第三項第一号の政令で定める値は、次のとおりとする。

- 一 長半径 六百三十七万八千三百三十七メートル
- 二 扁平率 二百九十八・二五七二二二一〇一分の一

第二章 基本測量及び公共測量

(損失補償に関する申請書)

第三条 補償金額について不服がある者が法第二十条第二項(法第三十九条において準用する場合を含む。)の規定によつて収用委員会の裁決を求めようとする場合においては、土地収用法(昭和二十六年法律第二十九号)第九十四条第三項の規定による裁決申請書には、同項各号の規定にかかわらず、左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 損失を受けた植物、かき、さく、土地、樹木、工作物等(以下「工作物等」という。)の所有者の住所及び氏名
- 二 工作物等の表示及び所在
- 三 損失の内容及び程度並びに損失が発生した時期
- 四 通知を受けた補償金額及びその通知を受領した日
- 五 不服の理由並びに補償されるべき金額の見積及びその算出の基礎
- 六 前各号に掲げるものの外、工作物等の所有者が必要と認める事項

(収用委員会の裁決の申請手続)

第四条 法第二十条第二項(法第三十九条において準用する場合を含む)。

(の規定により土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による収用委員会の裁決を求めようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

一 裁決申請者の氏名又は名称及び住所

二 伐除に係る植物、垣若しくはさく等又は一時使用に係る土地、樹木若しくは工作物(次号において「対象物」という。)の所在地

三 対象物について裁決申請者の有する所有権その他の権利

四 損失の内容及び程度並びに損失が発生した時期

五 通知を受けた補償金額及びその通知を受領した年月日

六 通知を受けた補償金額を不服とする理由並びに裁決申請者が求める補償金額及びその内訳

七 前各号に掲げるもののほか、裁決申請者が必要と認める事項

第五条から第八条まで 削除

(測量成果等の謄本又は抄本の交付手数料)

第九条 法第二十八条第二項(法第四十二条第二項及び法第四十五条第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める手数料の額は、別表のとおりとする。

(測量士試験)

第四条から第八条まで 削除

(測量成果等の謄本又は抄本の交付手数料)

第九条 法第二十八条(法第四十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定により測量成果又は測量記録の謄本又は抄本の交付を求めようとする者が納めるべき手数料の額は、別表のとおりとする。

(測量士試験)

第十七条 法第五十条第五号に規定する測量士試験は、同条第一号から第四号までの資格を有する者と同一の程度の専門的学識及び应用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、法別表第一の一の項第六号から第八号まで及び第十二号並びに同表の二の項第一号及び第五号から第九号までに掲げる科目（同表の一の項第十三号に掲げる科目にあつては、国土交通省令で定めるものに限る。）について行う。

（測量士補試験）

第十八条 法第五十一条第四号に規定する測量士補試験は、測量士補となるのに必要な専門的技術を有するかどうかを判定することを目的とし、法別表第一の一の項第一号及び第六号から第十三号までに掲げる科目（同号に掲げる科目にあつては、国土交通省令で定めるものに限る。）について行う。

第十七条 法第五十条第五号に規定する測量士試験は、同条第一号から第四号までの資格を有する者と同一の程度の専門的学識及び应用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、左の各号に掲げる科目について実施する。

- 一 三角測量（網又は鎖の平均計算を伴う程度の測量とする。）
- 二 多角測量（三角点間を連絡する程度の測量とする。）及び水準測量
- 三 地形測量（トランシットを用いる図根測量並びに平板、コンパス等を用いる平面測量及び高低測量とし、スタジア法によるものを含むものとする。）
- 四 写真測量（図解法及び機械法による測量とし、測量用写真の撮影を含むものとする。）
- 五 地図編集（地図の投影を含むものとする。）
- 六 応用測量

（測量士補試験）

第十八条 法第五十一条第四号に規定する測量士補試験は、測量士補となるのに必要な専門的技術を有するかどうかを判定することを目的とし、左の各号に掲げる科目について実施する。

- 一 三角測量作業（三十秒読み程度のトランシットを用いる観測及びこ

(試験科目の範囲)

第十九条 前二条に規定する試験科目については、国土交通省令で、その全部又は一部について範囲を定めることができる。

(一括下請負の承諾に係る電磁的方法)

第二十八条の二 法第五十六条の二第三項の規定により同条第二項の承諾をする旨の通知(次項において「承諾通知」という。)をしようとする注文者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該元請負人に対し、その用いる電磁的方法(同条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2
略

れに伴う計算の作業とする。()

二 多角測量作業(一分読み程度のトランシットを用いる観測及びこれに伴う計算の作業とする。) 及び水準測量作業(感度四十秒程度の水準儀を用いる観測及びこれに伴う計算の作業とする。)

三 地形測量作業(平板、コンパス、トランシット等を用いる図根測量作業及び地形地物の測定作業とする。)

四 写真測量作業(図解法及び機械法による作業とする。)

五 地図編集(地図の投影を含む作業とする。)

六 応用測量作業

第十九条 削除

(一括下請負の承諾に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二十八条の二 注文者は、法第五十六条の二第三項の規定により同条第二項の承諾をする旨の通知(次項において「承諾通知」という。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該元請負人に対し、その用いる同条第三項前段に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2
略

(下請負人の選定の承諾に係る電磁的方法)

第二十八条の三 法第五十六条の四第二項の規定により同条第一項ただし書の承諾をする旨の通知(次項において「承諾通知」という。)をしよ
うとする注文者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、
同項ただし書の規定により下請負人を選定する者(次項において「下請
負人選定者」という。)に対し、その用いる電磁的方法(同条第二項に
規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。)の種類及び内
容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 略

(参考人に支給する費用)

第二十九条 法第五十八条の規定により参考人が請求することができる旅
費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料とし、その支給につい
ては、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)
の定めるところによる。

2 法第五十八条の規定により参考人が請求することができる手当は、一
日につき千七百円とする。

(下請負人の選定の承諾に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二十八条の三 注文者は、法第五十六条の四第二項の規定により同条第
一項ただし書の承諾をする旨の通知(次項において「承諾通知」という
。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あら
かじめ、同項ただし書の規定により下請負人を選定する者(次項におい
て「下請負人選定者」という。)に対し、その用いる同条第二項前段に
規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及
び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 略

(参考人に支給する費用)

第二十九条 法第五十八条の規定により、参考人が請求することができる
旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料とし、その支給につい
ては、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号
)の定めるところによる。

2 法第五十八条の規定により、参考人が請求することができる手当は、
一日につき千円とする。